

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和4年3月31日公布、令和5年1月1日施行他）
<p>【改正の概要】</p> <p>① 個人県民税</p> <p>(1) 住宅ローン控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を4年延長し、令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合に適用することとし、ローン残高の1%を所得税などから差し引く現行の控除率を0.7%に縮小し、減税を受けられる所得の上限を3,000万円から2,000万円に引き下げる。 ・新築住宅の控除期間は原則10年間、特例で13年間となっているところ、新築住宅は原則13年間とし、中古住宅は原則10年間とする。 ・新たに省エネルギーなどの住宅の環境性能に応じて減税対象とする住宅ローン残高の上限額を区分する。 ・令和5年までに建築確認を受けた住宅に限り、住宅ローン控除の対象となる住宅の要件を床面積50㎡以上から40㎡以上に緩和する（合計所得金額1,000万円以下の者に限る）。 <p>(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し</p> <p>金融所得（配当所得等・株式等譲渡所得等）の課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする</p> <p>② 不動産取得税（不動産の取得者から県への申告義務等の見直し）</p> <p>不動産の所有者が登記を行った場合には、原則県への申告が不要となるが、非課税措置や減免措置の適用を受けようとする場合等には、賦課徴収に必要な事項を申告又は報告させることとする。</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	
施行日	<p>① (1) 令和5年1月1日</p> <p>① (2) 令和6年1月1日</p> <p>② 令和5年4月1日</p>
<p>【その他参考事項】</p>	